

—— よりよい環境を未来につなぐために ——

令和2年5月

悪臭規制のしおり

届出と規制について

—— 悪臭防止法 ——

金沢市

1. 悪臭防止法の目的

この法律は、規制地域にあるすべての工場・事業場から発生する悪臭物質の排出を規制することによって、生活環境を保全し、住民の健康を保護することを目的としています。

2. 悪臭物質と規制基準

悪臭物質とは、不快な臭いの原因となり、生活環境をそこなうおそれのある物質（以下に示す。）であり、その規制値は金沢市域の規制地域において、それぞれ6段階臭気強度表示法で示される臭気強度「2.5」及び「3.0」に該当する値となっています。

(1)工場等の敷地境界線における規制基準

悪臭物質の種類	規制地域	
	大気中の濃度の規制基準値	
	A地域（臭気強度2.5）	B地域（臭気強度3.0）
1 アンモニア	1 ppm以下	2 ppm以下
2 メチルメルカプタン	0.002 ppm以下	0.004 ppm以下
3 硫化水素	0.02 ppm以下	0.06 ppm以下
4 硫化メチル	0.01 ppm以下	0.05 ppm以下
5 二硫化メチル	0.009 ppm以下	0.03 ppm以下
6 トリメチルアミン	0.005 ppm以下	0.02 ppm以下
7 アセトアルデヒド	0.05 ppm以下	0.1 ppm以下
8 プロピオンアルデヒド	0.05 ppm以下	0.1 ppm以下
9 ノルマルブチルアルデヒド	0.009 ppm以下	0.03 ppm以下
10 イソブチルアルデヒド	0.02 ppm以下	0.07 ppm以下
11 ノルマルバレールアルデヒド	0.009 ppm以下	0.02 ppm以下
12 イソバレールアルデヒド	0.003 ppm以下	0.006 ppm以下
13 イソブタノール	0.9 ppm以下	4 ppm以下
14 酢酸エチル	3 ppm以下	7 ppm以下
15 メチルイソブチルケトン	1 ppm以下	3 ppm以下
16 トルエン	10 ppm以下	30 ppm以下
17 スチレン	0.4 ppm以下	0.8 ppm以下
18 キシレン	1 ppm以下	2 ppm以下
19 プロピオン酸	0.03 ppm以下	0.07 ppm以下
20 ノルマル酪酸	0.001 ppm以下	0.002 ppm以下
21 ノルマル吉草酸	0.0009 ppm以下	0.002 ppm以下
22 イソ吉草酸	0.001 ppm以下	0.004 ppm以下

(2)工場等の煙突その他の気体排出口における規制基準

特定悪臭物質の種類	流量の許容限度
アンモニア	$q = 0.108 \times He^2 \cdot Cm$ この式においてq、He及びCmはそれぞれ次の値を表すものとする。 q 流量(単位:温度零度、圧力1気圧の状態に換算した立方メートル毎時) He 悪臭防止法施行規則(昭和47年総理府令第39号)第3条第2項に定める方法により補正された排出口の高さ(単位:メートル) Cm 前記(1)の規制基準として定められた値(単位:百万分率) 補正された排出口の高さ(He)が5メートル未満となる場合については、この式は適用しないものとする。
硫化水素	
トリメチルアミン	
プロピオンアルデヒド	
ノルマルブチルアルデヒド	
イソブチルアルデヒド	
ノルマルバレールアルデヒド	
イソバレールアルデヒド	
イソブタノール	
酢酸エチル	
メチルイソブチルケトン	
トルエン	
キシレン	

(3)工場等から敷地外に排出される排水における規制基準

規制地域	A地域 (臭気強度2.5)			B地域 (臭気強度3.0)		
	$Q \leq 0.001$	$0.001 < Q \leq 0.1$	$0.1 < Q$	$Q \leq 0.001$	$0.001 < Q \leq 0.1$	$0.1 < Q$
排水の量 (m ³ /s)						
メチルメルカプタン	0.03mg以下	0.007 mg以下	0.002 mg以下	0.06mg以下	0.01 mg以下	0.003 mg以下
硫化水素	0.1mg以下	0.02 mg以下	0.005 mg以下	0.3 mg以下	0.07 mg以下	0.02 mg以下
硫化メチル	0.3mg以下	0.07 mg以下	0.01 mg以下	2mg以下	0.3 mg以下	0.07 mg以下
二硫化メチル	0.6mg以下	0.1mg以下	0.03 mg以下	2mg以下	0.4 mg以下	0.09mg以下

3. 規制地域

住民の生活環境を保全するため、悪臭を防止する必要がある地域を「規制地域」として市長が指定しています。その具体的な規制地域の範囲については、図面表示してありますので、詳しくは金沢市環境局環境政策課へお問い合わせ下さい。

4. 行政処分と罰則

悪臭防止法では、規制の対象となる工場および事業場を特定していません。規制地域内に設置されているすべての工場・事業場が対象となります。ただし、建設工事の作業現場、移動発生源は対象になりません。

(1)改善勧告(法第8条第1項)

規制基準に適合せず住民の生活環境をそこなっているときは、施設の改善等、悪臭物質の排出を減少させるための措置をとるよう勧告されます。

(2)改善命令(法第8条第2項)

改善勧告に従わないときは勧告内容の措置をとるよう命令されます。

改善命令に従わないときは1年以下の懲役または10万円以下の罰金が課されます。

5. 悪臭物質と主要発生源

悪臭物質を排出するおそれのある工場その他の事業場のうち主要なものとしては、次の表に掲げるものがあります。

悪臭物質	臭気の種類	主要発生源事業場
アンモニア	し尿のようなにおい	畜産農業、鶏糞乾燥場、複合肥料製造業、でん粉製造業、化製場、魚腸骨処理場、フェザー処理場、ごみ処理場、し尿処理場、下水処理場等
メチルメルカプタン	腐ったたまねぎのようなにおい	クラフトパルプ製造業、化製場、魚腸骨処理場、ごみ処理場、し尿処理場、下水処理場等
硫化水素	腐った卵のようなにおい	畜産農業、でん粉製造業、クラフトパルプ製造業、セロファン製造業、レーヨン製造業、化製場、魚腸骨処理場、フェザー処理場、ごみ処理、し尿処理場、下水処理場等
硫化メチル 二硫化メチル	腐ったキャベツのようなにおい	クラフトパルプ製造業、化製場、魚腸骨処理場、ごみ処理、し尿処理場、下水処理場等
トリメチルアミン	腐った魚のようなにおい	畜産事業場、複合肥料製造業、化製場、魚腸骨処理場、水産缶詰製造業等
アセトアルデヒド	刺激的な青くさいにおい	アセトアルデヒド製造工場、酢酸ビニル製造工場、たばこ製造工場、複合肥料製造業、魚腸骨処理場等
プロピオンアルデヒド ノルマルブチルアルデヒド イソブチルアルデヒド	刺激的な甘酸っぱい焦げたにおい	塗装工場、その他の金属製品製造工場、自動車修理工場、印刷工場、魚腸骨処理場、油脂系食料品製造工場、輸送用機械器具製造工場等
ノルマルバレルアルデヒド イソバレルアルデヒド	むせるような甘酸っぱいにおい	
イソブタノール	刺激的な発酵したにおい	塗装工場、その他の金属製品製造工場、自動車修理工場、木工工場、繊維工場、その他の機械製造工場、印刷工場、輸送用機械器具製造工場、鋳物工場等
酢酸エチル メチルイソブチルケトン	刺激的なシンナーのにおい	
トルエン キシレン	ガソリンのにおい等	
スチレン	都市ガスのにおい	スチレン製造工場、ポリスチレン製造・加工工場、SBR製造工場、FRP製造工場、化粧合板製造工場等
プロピオン酸	刺激的なすっぱいにおい	油脂製造工場、染色工場、畜産農業、加製場、でん粉製造工場等
ノルマル酪酸	汗くさいにおい	畜産農業、化製場、魚腸骨処理場、鶏糞乾燥場、畜産食料品製造工場、でん粉製造工場、し尿処理場、廃棄物処分場等
ノルマル吉草酸	むれた靴下のにおい	
イソ吉草酸		

6. 悪臭防止方法

脱臭方法としては、以下に示した方法が挙げられます。

臭気発生源を極力密閉化し、拡散する前に高濃度、少量の臭気を漏れなく脱臭装置へ送ることが大切です。

方法	方式	例
物理的方法	水洗方式	・水、活性炭懸濁液
	吸着方式	・活性炭、ゼオライト
	冷却凝集方式	・水冷、空冷
	希釈方式	・空気、大気拡散
化学的方法	薬液吸収方式 酸化吸収法	・気相酸化剤 ・液相酸化剤(次亜塩素酸ナトリウム、過マンガン酸カリウム、過酸化水素等)
	酸・アルカリ吸収法	・酸(硫酸、塩酸等) ・アルカリ (水酸化ナトリウム、石灰等)
	化学吸着方式	・イオン交換樹脂、塩基性ガス着剤(スルホン化炭、酸添着炭) ・酸性ガス吸着剤
	燃焼方式	・直接燃焼法 ・触媒酸化法(水酸化鉄、塩化鉄、塩基添着炭)
	中和剤による方式	・マスキング剤、中和剤(植物精油)
生物学的的方法	土壌脱臭方式	・ソイルフィルター
	活性汚泥方式	・活性汚泥
	酵素剤方式	・消化促進剤等

7. 公害防除施設資金の融資制度について

市では中小企業の方々のために、公害の防止に必要な資金について融資制度を設けております。この制度について詳しい内容をお知りになりたい方は、金沢市環境局環境政策課までお問い合わせ下さい。

【問い合わせ先】

金沢市環境局環境政策課(金沢市第二本庁舎)

〒920-8577 金沢市柿木畠1番1号

TEL 076-220-2508

FAX 076-260-7193

E-mail kansei@city.kanazawa.lg.jp

○金沢市ホームページURL

<http://www4.city.kanazawa.lg.jp/>